

四日市市告示第128号

農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月22日

四日市市長 森 智広

農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和37年四日市市告示第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から 3 まで （略） （有効期限） 4 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった利子補給金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。	附 則 1 から 3 まで （略） （有効期限） 4 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった利子補給金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

四日市市長

所 在 地

融 資 機 関 名

代 表 者 名

農業近代化資金利子補給金交付申請書

農業近代化資金利子補給金交付要綱に基づく、利子補給を受けたいので、別紙計算明細書を添付の上申請します。

記

年度 期分 金 円也

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

所在地

融資機関名

※代表者名

農業近代化資金利子補給金交付請求書

農業近代化資金利子補給金交付要綱に基づき、下記のとおり請求します。

記

年度 期分 円也

（振込先及び口座番号）

※申請者の記載にあたっては当該法人等の代表者の署名又は記名押印をすること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第347号）	(略)	
四日市市農産物価格安定対策要綱（昭和44年四日市市告示第21号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱（令和2年四日市市	(略)	

告示第 3 4 7 号)		
農業近代化資金利子補給金交付要綱 (昭和 3 7 年四日市市告示第 3 4 号)	第 1 号様式及び第 3 号様式	第 3 号様式については、署名 (法人その他の団体にあつては、代表者の署名) をした場合に限る。
四日市市農産物価格安定対策要綱 (昭和 4 4 年四日市市告示第 2 1 号)	(略)	
(略)		

(商工農水部農水振興課)